

# 金融庁が「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」等を公表

『会計情報』編集部

金融庁は平成26年8月20日、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」等を公表した。

## 改正の主な内容

### (1) 新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数短縮

昨年12月に公表された金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の提言を踏まえ、有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数を5事業年度分から2事業年度分に短縮するよう改正を行う。

### (2) 非上場のIFRS適用会社が初めて提出する有価証券届出書に掲げる連結財務諸表の年数

IFRSの任意適用に係る要件の緩和により、非上場会社であってもIFRSに準拠した財務諸表の作成が可能となったことを踏まえ、非上場会社が初めて提出する有価証券届出書に

IFRSに準拠して作成した連結財務諸表を掲げる場合には、最近連結会計年度分のみ記載で足りる旨の改正を行う。

これらのほか、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」を改正し、IFRSに準拠して作成した連結財務諸表の監査において、当連結会計年度の監査報告書に比較情報に関する事項を含めて記載する方法を設定するなど、所要の改正も行う。

本件の内閣府令は、同日付で公布・施行（一部を除く）され、ガイドラインについても同日より適用となるとされている。

詳細については、金融庁のウェブページ（<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20140820-1.html>）を参照いただきたい。

以上